

令和7年春の全国交通安全運動鹿児島県実施要綱

第1 運動の目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践により交通安全意識の醸成を図るとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

第2 期間

- 1 運動期間 令和7年4月6日（日）から15日（火）までの10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 令和7年4月10日（木）

第3 スローガン

ゆずり合い 愛があふれる 鹿児島路

第4 運動重点（全国重点）

- 1 こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践

【趣旨】

次代を担うこどものかけがえのない命を社会全体で交通事故から守ることは重要であるにもかかわらず、令和6年中の全国の交通事故による幼児・児童（小学生。以下同じ。）の死者・重傷者では歩行中や自転車乗用中の割合が高く、また、新学期が始まる4月から6月にかけて、死者・重傷者が増加する傾向にある。加えて、歩行中児童の死者・重傷者は登下校中が全体の約4割を占めるなど、依然として通学路を始めとする道路においてこどもが危険にさらされている状況にある。また、こどもに限らず、交通事故死者数全体をみると、歩行中の割合が最も高く、歩行者側にも走行車両の直前・直後横断や横断歩道外横断等の法令違反が認められる。このため、こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境を確保するとともに、全ての歩行者に対し、正しい横断を実践するよう促していくことが必要である。

- 2 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進

【趣旨】

令和6年中の全国の横断歩道横断中の死亡事故では、自動車等側の多くが第1当事者であり、横断歩行者妨害等の法令違反が認められる。また、近年、携帯電話等を使用しながら自動車を走行させる「ながら運転」が要因となった死亡・重傷事故が増加傾向にあるほか、飲酒運転、妨害運転（いわゆる「あおり運転」。以下同じ。）等の悪質・危険な運転による交通事故も後を絶たない。さらに、自動車乗車中における後部座席シートベルトの着用率やチャイルドシートの使用率がいまだ低調であり、チャイルドシート使用率は、年齢が上がるにつれ低下する傾向にある。このため、自動車等の運転者に対して、歩行者優先意識を徹底するとともに、ながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用を促していくことが必要である。

なお、75歳以上の高齢運転者による交通死亡事故は、免許保有者人口当た

りで見ると、75歳未満の運転者と比較して多く発生しており、その要因としてハンドル操作不適やブレーキとアクセルの踏み間違いなどが多くなっていることなどにも留意が必要である。

3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底【趣旨】

令和6年中の全国の交通事故において、自転車に関係する事故の割合は増加傾向にあり、自転車乗用中の交通事故死傷者数は10歳以上25歳未満の若年層の割合が高い。また、自転車乗用中の死者の半数以上は頭部に致命傷を負っているほか、自転車乗用中における乗車用ヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比較して高い。さらに、自転車乗用中の死者の多くに法令違反が認められる。加えて、道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）により、自転車運転中のながらスマホの禁止や酒気帯び運転に対する罰則が創設され、令和6年11月1日から施行されている。また、特定小型原動機付自転車に関しては、16歳未満の運転禁止や車道通行の原則等、利用者には交通ルールを理解した上で安全に利用することが求められており、乗車用ヘルメットの着用についても努力義務が課されている。このため、自転車・特定小型原動機付自転車の利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用と交通ルールの遵守の徹底を促していくことが必要である。

第5 各重点に関する主な推進項目

以下のとおり、各重点に掲げる項目を中心に、参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発活動、街頭での交通安全指導や保護・誘導活動を実施する。

1 こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践

本県における令和6年中の歩行者事故の特徴

- 交通事故死者53人中、21人（約39.6%）が歩行中死者で、そのうち1人がこども（約4.8%）、15人（約71.4%）が高齢者
- 歩行中死者21人のうち、昼間は7人、夜間は14人で、夜間死者の全員が夜光反射材の着用なし
- 事故類型別の歩行中死傷者は、横断歩道横断中が130人（約35.3%）で最多、次いで、道路横断中が95人（約25.8%）
- 歩行中死傷者368人中、110人（約29.9%）は、歩行者側にも飛び出し等の原因あり

- (1) こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保
 - ア 通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
 - イ 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進
 - ウ 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進
 - エ 通行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用に関する広報啓発等の推進
- (2) 歩行者の正しい横断方法の実践
 - ア 横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全を

- 守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認することなどを促す取組の推進
- イ 歩行中幼児・児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の推進
- ウ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者等から幼児・児童へ教育を促す取組の推進
- エ 高齢歩行者の死亡事故の特徴（65歳未満と比較して横断歩道以外横断中が多いなど）を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進
- オ 「プラス1（ワン）運動」の推進
- カ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用を促す取組の推進

2 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進

本県における令和6年中の横断歩道直前での一時停止率やシートベルト・チャイルドシート着用状況等

- 信号機のない横断歩道において、歩行者が渡ろうとしている場面で一時停止した車両は39.6%で、全国平均の53.0%を13.4ポイント下回っている
- ながら運転による死亡・重傷事故は4件発生しており、2件増加している
- 後部座席のシートベルト着用率は37.7%で、全国平均の45.5%を7.8ポイント下回っており、チャイルドシートの使用率は64.5%で、全国平均の78.2%を13.7ポイント下回っている
- 飲酒運転が関係する死亡事故が8件発生し、前年より7件増加したものの、飲酒運転検挙件数は355件で、前年より11件減少

- (1) 運転者の歩行者優先意識等の徹底
 - ア 運転者に対し、歩行者優先の徹底を始めとした交通ルールの遵守と、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進
 - イ 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進
 - ウ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進
 - エ 「3（サン）ライト運動」の展開
- (2) ながら運転の根絶
 - ア 運転中の携帯電話等の通話や注視の危険性についての広報啓発の推進
 - イ 業務中のながら運転による交通事故を防止するため、業務に使用する自動車の使用者等による交通安全教育等を徹底させる取組の推進
- (3) 飲酒運転の根絶
 - ア 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進等、地域、職域等における飲酒運転根絶に向けた取組の推進

- イ 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等，業務に使用する自動車の利用者等における義務の遵守を徹底させる取組の推進
- ウ 「飲酒運転8（やっ）せん運動」の展開
- (4) 妨害運転等の防止対策
 - ア 妨害運転等の悪質・危険な運転を防止するため，「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発の推進
 - イ ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進
- (5) 高齢運転者の交通事故防止対策
 - ア 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響（反応速度が遅くなったり，動作の正確性が低下したりするなど）等を踏まえた交通安全教育及び広報啓発の推進
 - イ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度に関する広報啓発の推進
 - ウ 安全運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知に加え，運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発により自主返納を促す取組の推進
- (6) 二輪車運転者に対する広報啓発
 - ア 二輪車の特性（不安定で死角に入りやすいなど）の周知及び顎紐は緩みなくしっかり締めるなど乗車用ヘルメットを正しく着用することやプロテクターを着用することによる被害軽減効果に関する広報啓発の推進
 - イ 若年層のみならず，中高年に対する二輪車安全運転教育・広報啓発の推進
 - ウ ペダル付き電動バイクは，原動機を用いずペダル等のみを用いて走行させる場合でも一般原動機付自転車又は自動車の交通ルール（無免許運転の禁止，歩道走行不可，乗車用ヘルメットの着用義務等）が適用されること及びナンバープレートの取付け・表示や自動車損害賠償責任保険等への加入等が必要であることの広報啓発の推進
- (7) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
 - ア 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知及びその必要性・効果に関する理解を促す取組の促進
 - イ シートベルトの高さや緩みの調整，チャイルドシートの確実な取付方法やハーネス（肩ベルト）の締付け方等，正しい使用方法に関する広報啓発の推進
 - ウ 体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない6歳以上のこどもへのチャイルドシート使用に関する広報啓発の推進
 - エ 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進
 - オ 「全席ベルト着用!!『します・させます』運動」の展開

3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

本県における令和6年中の自転車等事故の特徴

- 自転車利用時の交通死亡事故が1件（前年比－1件）発生し，乗車用ヘルメットは非着用（※死者は高齢者）
- 自転車乗用中に交通事故にあった死亡・重傷者45人の損傷部位は，頭部と脚部が各11人（約24.4%）で最多，次いで顔部が7人（約15.6%）
- 自転車乗用中に交通事故に遭った死亡・重傷者45人のうち，32人（約71.1%）には，自転車側にも安全不確認等の法令違反あり
- 自転車乗用中に交通事故に遭った死傷者243人のうち，10歳以上25歳未満は103人（約42.4%）

- (1) 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用と安全確保
～「かごしま自転車条例」の理解促進～
- ア 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進
 - イ 夜間におけるライト点灯の徹底と自転車の視認性を向上させるための反射材用品等の取付けを促す取組の推進
 - ウ 幼児同乗中の自転車の特性（重心が高く不安定であるなど）を踏まえた転倒防止等安全利用に関する広報啓発や幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用の徹底を促す取組の推進
 - エ 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促す取組の推進
 - オ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入を促す取組の推進
- (2) 自転車の交通ルール遵守と新たなルールの周知
- ア 車道通行の原則，車道は左側通行，歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」にのっとりた通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進
 - イ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか，夜間の無灯火走行，飲酒運転，二人乗り，傘差し等の片手運転，イヤホン等を使用した運転，並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進
 - ウ 道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）により，令和6年11月1日から施行された自転車に対する新たなルール（ながらスマホの禁止，酒気帯び運転に対する罰則の創設）に関する広報啓発の推進
 - エ 自転車配達員に対する街頭における指導啓発や雇用主に対する交通安全対策の働き掛け等の推進
- (3) 特定小型原動機付自転車利用時の乗車用ヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- ア シェアリング事業者，販売事業者等と連携した被害軽減のための乗車用ヘルメット着用を促す取組の推進
 - イ シェアリング事業者，販売事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進

※ 本県で推進中の各種安全運動の概要

【プラス1（ワン）運動】

- ・横断時の確認をプラス1
(道路中央付近でもう一度左を確認)
- ・夜光反射材をプラス1
- ・明るい服装をプラス1

【3（サン）ライト運動】

- ・夕暮れ時の早めのライト点灯
- ・原則上向きライト点灯
- ・トンネル内ライト点灯

【飲酒運転8（やっ）せん運動】

- ・酒を飲んだら運転しません
- ・運転するなら酒は飲みません
- ・酒を飲んだ人には運転させません
- ・酒を飲んだ人には車は貸しません
- ・運転する人に酒はすすめません
- ・酒を飲んだ人の車には同乗しません
- ・使用者は、従業員に飲酒運転を命じたり、認めたりしません
- ・酒を飲んだら自転車も乗りません

【全席ベルト着用!!「します・させます運動」】

- ・車を運転するならシートベルトをします
- ・車に同乗するならシートベルトをします
- ・子ども（幼児）にはチャイルドシートをさせます
- ・後部座席を含む全席にシートベルトをさせます

【自転車安全利用五則】

- ① 車道が原則，左側を通行
歩道は例外，歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って，安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用